

【ABC 消費者情報 Vol. 226】

◎強引な住宅修理等の訪問販売にご注意ください！

- ・「数十万円なら」と思って契約したのに、次々と追加工事が必要と言われた
- ・工事を断ったら、高圧的な口調で契約を迫られた
- ・多額の前金を要求された など

○アドバイス

- ・契約を断ったのに再度勧誘することは法律で禁止されています
- ・契約を急かされても、その場で慌てて契約せず家族や知人にも相談しましょう
- ・複数の事業者から見積もりを取り、比較検討しましょう
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください

LINEで消費者トラブル情報の配信を開始しました！！

「鹿児島市LINE公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から受信の設定ができます。

<https://page.line.me/440erddv?openQrModal=true>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512